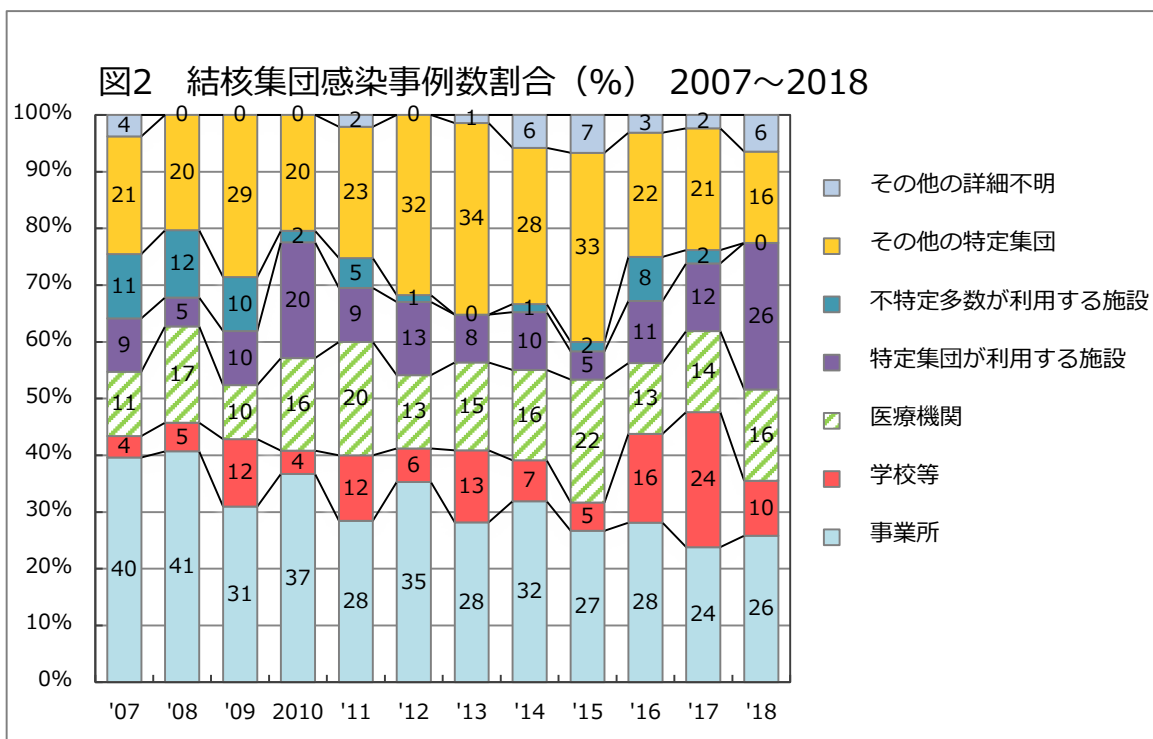
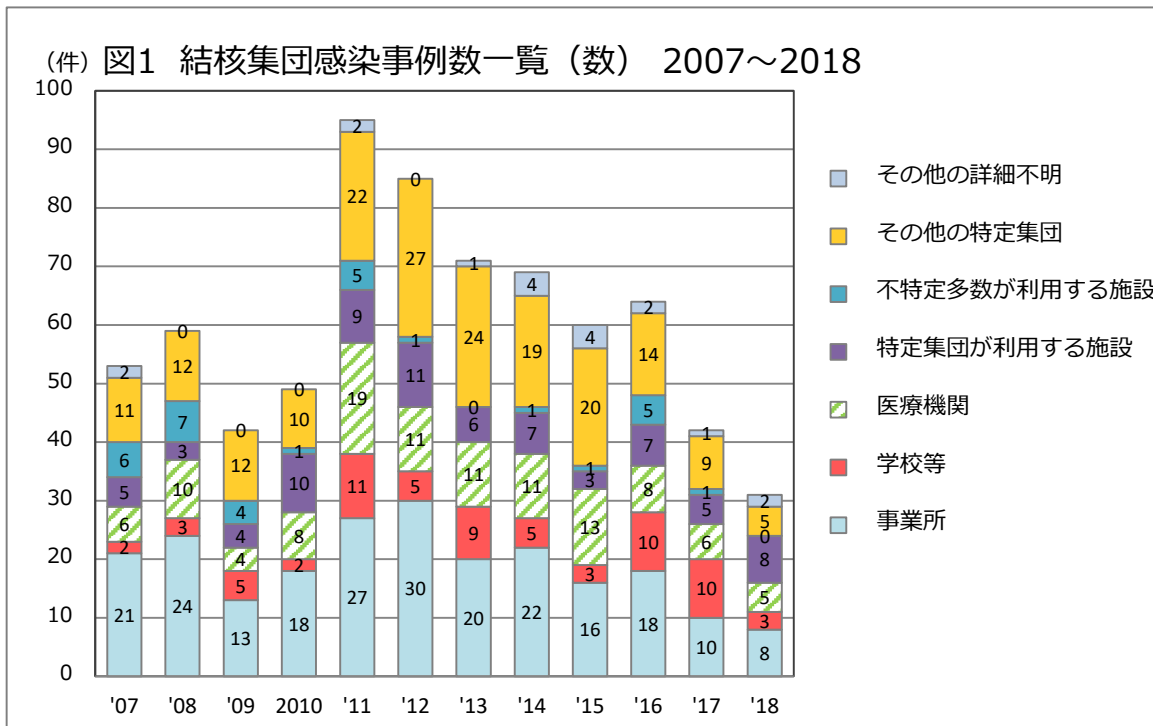


結核集団感染

2020.10.21

以下の図表は、厚生労働省結核感染症課結核対策係事務連絡によるものを一部改変したものです（「結核の統計2020」に掲載）



資料 表 2 0 結核集団感染事例数一覧

(2019年 3月31日現在)

	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	平成27	平成28	平成29年	平成30年
事例数	42	48	31	40	75	51	44	46	41	48	37	32
事例中発生集団(重複)	53	59	42	49	95	85	71	69	60	64	42	31
事業所	21	24	13	18	27	30	20	22	16	18	10	8
学校等	2	3	5	2	11	5	9	5	3	10	10	3
小・中学校	0	0	0	0	2	1	1	0	0	0	0	0
高校・大学等	1	2	3	0	3	1	2	2	0	1	0	0
専門学校	0	0	0	0	1	2	3	0	0	2	2	0
予備校・塾	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	3	0
詳細不明・他	1	1	2	2	4	1	3	3	3	6	5	3
医療機関	6	10	4	8	19	11	11	11	13	8	6	5
一般病院	5	10	4	7	17	7	9	11	11	7	0	0
精神科病棟	0	0	0	1	2	3	0	0	0	0	1	0
療養病床	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
詳細不明・他	1	0	0	0	0	1	2	0	2	1	5	5
特定集団が利用する施設	5	3	4	10	9	11	6	7	3	7	5	8
高齢者施設	1	0	3	6	3	4	1	1	0	3	0	2
障害者施設	1	0	0	1	0	2	2	0	0	0	0	0
刑務所等	3	0	1	3	2	1	0	4	1	1	0	1
宗教施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
詳細不明・他	0	3	0	0	4	4	3	2	2	3	5	5
不特定多数が利用する施設	6	7	4	1	5	1	0	1	1	5	1	0
その他の特定集団	11	12	12	10	22	27	24	19	20	14	9	5
その他の詳細不明	2	0	0	0	2	0	1	4	4	2	1	2

(厚生労働省健康局結核感染症課結核対策係事務連絡より一部改変)

- 注：1) 事例中、発生場所や集団が複数存在する場合には、重複して集計した。
2) 「学校等」、「医療機関」、「特定集団が利用する施設」欄の数字は、小計である。
3) 「事業所」には、一般企業および官公庁の職場・事業所の寮・研修室・アルバイト等を含む。
4) 「学校等」の「小・中学校」には、保育所・幼稚園を含む。
5) 「学校等」の「高校・大学」には、短大と学生寮を含む。
6) 「学校等」の「詳細不明・他」には、特別支援学校と種類の特定されていない学校を含む。
7) 「医療機関」の「詳細不明・他」には、既定の分類に含まれない医療機関・訪問看護事業所・健診会場等を含む。
8) 「特定集団が利用する施設」の「高齢者施設」には、老人福祉施設(含居宅介護支援事業所・通所介護事業所)・老人保健施設・訪問介護事業所等を含む。
9) 「特定集団が利用する施設」の「刑務所等」には、矯正施設・刑務所・警察署の留置所等を含む。
10) 「特定集団が利用する施設」の「詳細不明・他」には、社会福祉施設・児童福祉施設・避難所等とその他種類の特定されていない施設を含む。
11) 「不特定多数が利用する施設」には、飲食店・居酒屋・スナック・遊技場・葬儀場・パチンコ・サウナ・宿泊施設・ネットカフェ等を含む。
12) 「その他の特定集団」には、家族・同居人・自宅・親族・友人・隣人・サークル等を含む。

※ 結核集団感染の定義について

同一の感染源が、2家族以上にまたがり、20人以上に結核を感染させた場合をいう。

ただし、発病者1人は6人が感染したものととして感染者数を計算する。

結核予防会出版「結核の統計2020」より抜粋